

第79回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和3年5月21日（金）午前9時30分～正午

2 会議方法 ウェブ会議により開催

3 出席者

(1) 大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

矢倉会長、中井委員、島村委員、曾我部委員、岡田委員

(2) 大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、森市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議題

継続案件の調査審議

5 議事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声即時に伝わることを確認した。

議題 継続案件の調査審議

○継続案件のうち5件について、調査審議を行った。

○5件のうち3件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「令2-1」については、次のとおり、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については、会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、ヘイトスピーチ該当性の判断は行わない。

○案件番号「令元-職3」については、次のとおり、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動は、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・条例第2条第1項第3号の規定のうち、「多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること」との要件を満たすとまではいえない。

・よって、本件表現活動は、条例第2条第1項第3号に該当するとまではいえない。

以上